

■■■ 投稿原稿の審査等に関する規程 (2020年12月19日改訂) ■■■

1. この規程は、人文地理学会の会誌『人文地理』に投稿された論文等の審査にあたって、編集委員会の審査手順を示すものである。審査は、原稿の形式や内容を仔細に検討する「査読」、または、主に形式のチェックを行う「閲読」をもとに、編集委員会の合議により行う。自由投稿による論説、展望、研究ノート、およびフォーカスは査読の対象とする。書評と、編集委員会からの依頼による展望、フォーカス、学界展望、および英語論文の一部については、原則として閲読の対象となる。
2. 投稿原稿は、原則として年6回土曜日に開催される編集会議の3週間前の水曜日までに、人文地理学会編集委員会に届けるものとする。編集会議の日程と投稿締切日は、会誌の各巻第1号および本学会ウェブサイトに掲載される。
3. 査読対象の論文については、編集常任理事（編集委員長）と編集総務（編集副委員長）が編集委員の専門分野等に基づき論文審査委員2名（主査および副査）を選定する。ただし、専門分野等を勘案して適切と認められる人文地理学会会員のうち、利益相反の無い者を副査とすることができる。
4. 主査と副査は、「『人文地理』投稿規程」を踏まえ、日本語論文は「『人文地理』執筆要領」に基づいて、英語論文は“Notes for Contributors of English Papers”に基づいて、編集委員会が定める内規に従い厳正に審査する。
5. 主査と副査は、それぞれの査読報告書を直近の編集会議に提出する。主査と副査は、互いの評価を事前に教え合わないこととする。評価のランクは、S評価、A評価、B評価、C評価、D評価の5段階とする。評価の詳細については、「査読原稿の評価の規準」を参照のこと。
6. 編集委員会は編集会議において、主査と副査の査読報告書の評価に基づく入念な審議を経て、投稿原稿の評価を最終的に決定し、査読結果通知書を投稿者に速やかに送付する。査読結果通知書の日付から1年を超えて再投稿された原稿は、新規投稿として取り扱う。B評価またはC評価の投稿論文の取り下げを希望する場合は、速やかに編集委員会まで連絡のこと。
7. 編集委員会は、投稿原稿について掲載の可否が確定するまで、上記の手順により編集会議における審議を繰り返す。
8. 閲読の対象となる投稿原稿は、原則として「査読原稿の評価の規準」に基づく審査は行わない。ただし、編集委員会で合議のうえ修正や再考を求めることがある。
9. 論説、展望、研究ノート、フォーカス、および各種の英語論文は、会誌掲載時に、投稿受付日と受理日を論文冒頭の所定欄に明記する。投稿受付日は、新規投稿原稿の人文地理学会編集委員会への到着日とする。受理日は、編集会議でS評価またはA評価となった日とする。